

南庄内合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は鶴岡市助役をもって充てる。
- 3 事務局次長、その他必要な職員は、構成市町村の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長の職務を補佐し、その他の職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第6条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定によって代決を得ることができないときは、その他の職員の中から事務局長があらかじめ指名した職員1名がその事務を代決することができる。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村の事務従事の例によるものとする。

(職員の給与等)

第8条 職員の給与は、それぞれの職員が属する市町村が負担する。

- 2 職員の旅費は、鶴岡市の例により、協議会が支給する。

(助役会議)

第9条 次条に規定する幹事会及び第13条に規定する専門部会の総合的な調整を要する場合、その他会長が必要と認めた場合、構成市町村の助役をもって組織する助役会議を開催し、協議又は調整を図る。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、幹事会を置く。

(幹事会の組織)

第11条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の運営等)

第12条 幹事会は、事務局長が必要に応じて開催し、事務局長が議長となる。

2 事務局長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第13条 規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するため、専門部会を置く。

(専門部会の組織)

第14条 専門部会は、別表第2に掲げる部会をもって構成する。

2 専門部会は、部会員をもって組織し、部会員は構成市町村の職員をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(部会長及び副部会長の職務)

第15条 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(専門部会の運営等)

第16条 専門部会は、部会長が必要に応じて開催し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(分科会)

第17条 専門部会で協議又は調整する事項について、専門的に調査研究又は調整するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月9日から施行する。

別表第1（第11条関係）

区 分	職 名
鶴 岡 市	総務部合併対策室長 総務部合併対策室総務課長 総務部合併対策室調査計画主幹
藤 島 町	企画課長兼合併対策室長
羽 黒 町	企画商工課長
櫛 引 町	市町村合併対策室合併対策主幹
朝 日 村	市町村合併対策室長
温 海 町	企画観光商工課長

別表第2（第14条関係）

部 会 名
総務部会
住民生活部会
健康福祉部会
農林水産部会
商工部会
観光部会
建設部会
教育部会
まちづくり部会